

予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：総務費 項：防災費 目：防災総務費

事業名山岳遭難防止対策事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

危機管理部防災課 山岳遭難・火山対策係 電話番号：058-272-1111(内2837)

E-mail：c11115@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 18,860 千円 (前年度予算額：21,630 千円)

<財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳							
		国庫支出金	分担金負担金	使用料手数料	財産収入	寄附金	その他	県債	一般財源
前年度	21,630	0	0	0	0	0	152	0	21,478
要求額	18,860	0	0	0	0	0	152	0	18,708
決定額	18,860	0	0	0	0	0	152	0	18,708

2 要求内容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

平成22年度以降「登山届の提出促進」「安全な登山の普及」「十分な装備品の携行」に重点を置き、登山口での遭難防止対策として、登山届ポストの設置、広報啓発活動等を実施。

また、平成26年以降、山岳遭難の発生が多い北アルプス地区及び活火山のうち噴火警戒レベルが導入されている御嶽山、焼岳、白山及び乗鞍岳の登山者に対し登山届の提出を義務付けた。県内における山岳遭難事故は、令和4年の県内の遭難事故の発生件数は129件、遭難者数は141人で、前年より36件、34人増加し、いずれも過去5年で最高となっており、安全登山の重要性が一層高まっている。

(2) 事業内容

- ・県外居住登山者を対象とした広報啓発活動
県内を訪れる登山者の居住割合が多い地域において、関係機関や隣接県とも連携を図りながら、広報啓発活動を実施。
- ・主要登山口における広報啓発活動
登山者が多く訪れる時期を中心に、主要登山口で広報啓発活動を実施。
- ・広報啓発物の作成、配布
北アルプス全域の登山道や危険箇所を網羅した「登山マップ」や安全登山推進リーフレット等の作成、配布。
- ・登山届提出に係る環境整備費等
登山届の回収、受理整理、提出指導を地元の団体に委託し、登山届管理・指導体制を確保。

(3) 県負担・補助率の考え方

岐阜県山岳遭難防止条例の運用をはじめ、県内の山岳遭難防止対策の推進に要する費用であることから、県が負担すべきである。

(4) 類似事業の有無

無し

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	84	有識者等への謝金
需用費	1,264	登山マップ等の印刷等
役員費	144	通信、郵便料等
委託料	16,349	業務委託料等
負担金	158	夏山フェスタへの出展料
その他	861	地元関係者等との調整に係る事務経費等
合計	18,860	

--

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

近年、県内における山岳遭難事故が増加傾向にあり、また、御嶽山噴火により登山届の重要性が指摘されていることから、安全登山に関する広報啓発活動、登山者指導等を県自ら推進することで山岳遭難事故防止を図るとともに、「岐阜県山岳遭難防止条例」の周知徹底を実施していく。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R2年度 実績	R3年度 目標	R4年度 目標	終期目標	
					(R)	達成率
①						
②						

○指標を設定することができない場合の理由

山岳遭難防止活動及び遭難者の救助活動に寄与することが目的であるため、目標を設定することは困難である。

(これまでの取組内容と成果)

令和5年度	<p>(1) 北アルプス三県(長野県、富山県、岐阜県)合同山岳遭難防止対策連絡会議</p> <ul style="list-style-type: none">○ 第1回会議 令和5年11月開催 <p>(2) 白山二県(石川県、岐阜県)合同山岳遭難防止対策連絡会議</p> <ul style="list-style-type: none">○ 第1回会議 令和5年11月開催 <p>(3) 令和5年度の広報啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none">○ 広報物の作成<ul style="list-style-type: none">・ 北アルプス登山マップ増刷・ 白山安全登山のしおり増刷・ 北アルプス登山ガイドブック(英語版)作成・ 山のグレーディング改訂・ 山のグレーディング(英語版)改訂○ 夏山フェスタへの出展 令和5年6月に参加○ 提出指導<ul style="list-style-type: none">・ 岐阜県高山市奥飛騨温泉郷 新穂高登山指導センター前 令和5年4月29日、8月11日、12月29日・ 岐阜県大野郡白川村 平瀬登山口 令和5年8月5日・ 岐阜県下呂市小坂町 小坂口登山口 令和5年7月15日
-------	--

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない	
(評価) 3	以前から続く登山ブームにより、県内における山岳遭難事故件数は依然として多く、また、御嶽山噴火により、万が一遭難した場合の安否確認及び捜索救助に向けた登山届の重要性が全国的に再認識されていることから、山岳遭難事故防止対策を県自ら推進し、「岐阜県山岳遭難防止条例」の広く周知徹底を図っていくことは、重要な事業である。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない	
(評価) 3	条例制定とともに安全登山及び登山届提出に関して広報啓発活動を実施した結果、登山届の提出者数(H30)は条例制定前(H25)に比べ約5割増加している。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 2	より効果のある広報のため、関係県との合同によるWEB会議形式を活用する等広報活動実施方法の見直しを図った。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 山岳遭難事故件数は、依然として高い水準にあり、より効果的な遭難防止対策について検討をしていく必要がある。また、山岳遭難者の約7割(令和元年度)が県外居住者であることから、県外を意識した啓発活動が必要である。 平成28年12月から、「岐阜県山岳遭難防止条例」の罰則規定が適用され、更なる周知徹底を図っていく必要がある。 登山者は県境を意識することなく登山することから、近隣県と連携した対応が不可欠であり、継続した協議・調整を実施していく必要がある。	
---	--

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 近年、登山知識の不足による遭難事故が増加しており、遭難者の多くを県外居住者が占めているため、「県外居住登山者への啓発活動」を中心に事業を行う。 また、条例の適正な運用に取り組む。	
---	--